

(論 文)

## アーミッシュの教育裁判 —現代アメリカにおける価値観の相克—

高 橋 弘 田 中 耕一朗

### キーワード

アーミッシュ 教育裁判 価値観 中産階級 宗教的自由  
再洗礼派

1. はじめに
2. アーミッシュとは
3. アーミッシュの教育裁判
4. なぜアーミッシュは中・高等教育を拒否するのか
5. 価値観の相克

### 1. はじめに

今日のアメリカ合衆国（以下、アメリカと略記）およびカナダの農村にアーミッシュ（Amish）と呼ばれるマイノリティが生活しているが、近年、その思想と文化（生活様式）に世界の関心が寄せられている。注目を集めている理由は、300年間変わらないその独自の生活の仕方にある。一つは、アメリカを初めとする先進国が抱える社会問題がアーミッシュの社会には殆ど存在しないということと、もう一つは、その生活様式が極めてエネルギー消費が少なく、環境への負荷をかけずに人々が自然と上手に共生している点で持続可能社会の一つのモデルとして注目されているのである。

アーミッシュは、ヨーロッパからアメリカに移住してほぼ280年になるキリスト教の一派であるが（後述）、小さな共同体のなかで家族と共同体のメンバーが互いに協力しながら秩序整然と生活を続けている集団である。様々な社会学的調査によれば、アーミッシュは忠実な納税者でありながら年金や社会福祉の世話をになったことがなく、共同体内部での貧富の格差は大きくはなく、またそのコミュニティには貧困や失業、犯罪がなく、子供の非行という現象もみられず、老人やハンディキャップをもつメンバーが安心して生活できるコミュニティであり、一人ひとりのアーミッシュはそのコミュニティでの生活に極めて高い満足感を感じており、さらにアーミッシュの社会が総じてストレスのない社会であるという。

たかはし ひろし：淑徳大学 国際コミュニケーション学部 文化コミュニケーション学科 教授  
たなか こういちろう：淑徳大学大学院国際経営・文化研究科2年

また環境という視点からいえば、アーミッシュの農地、畑は手入れが行き届き整然としており作物は青々としていて美しくすらある。周りのアメリカ人の畑を工場に譬えるなら、アーミッシュの畑は「ガーデン」（庭園）だとアメリカ人観光客が評している。アーミッシュはその土地を伝統的有機農法によって耕作し、化学肥料や農薬を使用せず、近代的農機具を使用しない。またアーミッシュは食糧や衣料、家具などを自給自足によってまかない、電気やガソリンなどのエネルギー消費を極力避ける。電気の代わりにランプを使い、移動や耕作は馬に頼る。自然に即したアーミッシュの生活は地球にやさしい生き方、持続可能な社会の優れたモデルである（この点については次号で詳しく論ずる）。大量の化石燃料に依存する生活様式を当然のように考え、いま地球温暖化の危機に曝されているわれわれにとって、また激烈な競争社会のなかで常にストレスを抱えて生きている現代人にとって、アーミッシュは注目すべきマイノリティである。

こうしたアーミッシュの生き方は、地球規模の問題にたいする危機意識から生まれたものというより、むしろその思想と歴史の産物だといったほうが正確である。その思想は2章で明らかにするが、大変真面目なキリスト教徒が抱く思想である。その歴史とは、ヨーロッパにおける迫害と殉教、亡命の歴史であり、その文化（生活）はこうした過酷な歴史のなかで形成されたものである。そうした歴史的経緯を経て今でも300年前の生活様式を守り続けているため、その素朴で簡素な生活スタイルが周りの人々に奇異な印象を与えてはいるものの、善良で働き者、家族やコミュニティを大切にするアーミッシュの人々は一種の驚きと尊敬の目で見られている。アーミッシュは宗教的信念に基づき、周りの世俗的社会とのかかわりを避け、多くが農業従事者として働き、自給自足を旨とし、片田舎で目立たずひっそりと生きている人々である。

### 問題の所在

今日、多くの人々から「素晴らしい人たち」と賞賛されているアーミッシュであるが、しかしときには周辺住民との深刻な摩擦を経験することがあった。最大の摩擦は兵役をめぐる問題である。それはアーミッシュの生き方・思想と深く関係している。アーミッシュは聖書の教えに遵い戦争や暴力を避けて生きてきた。アメリカでは、ヨーロッパ移民の到来以来つねに戦争が繰り返してきた。対外的な戦争（18世紀フレンチ・インディアン戦争を初め、独立戦争、スペイン戦争、20世紀の第一次、第二次世界大戦、ベトナム戦争など）のみならず、対内的な紛争や戦争（インディアン戦争<sup>注1</sup>、黒人への暴力、南北戦争など）が繰り返された。アメリカ全体が好戦的熱気で沸き立っているとき、戦争そのものに反対するアーミッシュは「臆病者」であり「非アメリカ人的」であるとして、周辺住民からさまざまな嫌がらせや迫害を受け、連邦政府からは過剰とも思われる罰金を科されてきた。これは日本でも徴兵が義務とされていた時代には、徴兵に応じずあるいは反戦を唱えるものは「非国民」<sup>2</sup>として処罰されてきた歴史があり、戦時中のアーミッシュにたいする風当たりの強さは想像に難くない。長期にわたる多大な犠牲の末、20世紀になってから漸くアーミッシュの生き方・考え方を受け入れられ、合衆国政府から「良心的兵役拒否者」（Conscientious Objector、略してCO）として認定され、公に兵役義務から免除された経験をもつ<sup>注2</sup>。

よりマイナーな摩擦としては、バギーの交通標識をめぐる問題や、トイレをめぐる問題（アーミッシュは水洗トイレを使わない）、あるいは子供の若年労働の問題、年金の問題、土地取得の問題、義務教育年数をめぐる問題などがある（Wittmer, 2007, pp.166-75；大河原、1998、

111-37頁)。しかし訴訟社会アメリカのなかで、アーミッシュは論争・争いをキリスト者のあるべき姿とはみなさず、そのため裁判や公的審議の場には出廷せず、あえて自分たちを弁護しようとはしなかったため、裁判での結末は自ずと明らかであった。裁判に出席せず証言をしないアーミッシュは法を破る者とみなされ、逮捕・拘禁され罰金刑を科されるに及び、アーミッシュはこれに甘んずるか、他州への移住あるいは国外への脱出という選択を迫られるという深刻な事態に至った (Wittmer, 2007, p.145)。

ところでアーミッシュは米国でも、一部の例外を除き、依然として「風変わりな人々」として観光の対象としての興味をもたれているに過ぎず、その生き方や歴史は殆ど知られていないといってよい。本稿の意図は、何よりもアーミッシュの思想的特質を明らかにすることである。またアーミッシュの思想的特質を、戦後のもっとも深刻な問題と思われる義務教育年数問題をめぐる裁判例から明らかにすることである。その上で、しばしば摩擦・葛藤として表面化するアーミッシュの生き方・価値観とアメリカ社会主流派の価値観とを比較し、摩擦の理由を若干でも明らかにすることである。

## 2. アーミッシュとは

「あなたがたは、この世の旅人であり寄留者である……」

「不信者と、つりあわなくびきを共にするな。義と不義となんの係わりがあるか。

光とやみとなんの交わりがあるか。」(第一ペテロ2: 11、第二コリント6: 14)

### 歴史

この章ではまずアーミッシュの歴史を概観する。また様々なアーミッシュのグループの中から、本稿で扱うのは、もっとも伝統的でもっとも大きなアーミッシュ・グループであるオールド・オーダー・アーミッシュ (Old Order Amish、旧派アーミッシュ、以下、特に断り書のない場合は、オールド・オーダー・アーミッシュを単にアーミッシュと記す) である。またアーミッシュが寄ってたつ信仰基盤である中心的な価値・思想についても確認しておきたい。

アーミッシュは自由教会 (Free Church) の生みの親である再洗礼派 (Anabaptist) の流れをくむ一派である。E・トレルチの分類に従えばセクトである。自由教会とは、国家と宗教が一体となった制度的教会・国教会 (トレルチのいうチャーチ) というあり方からは自由な教会、すなわち政教分離を原則とする教会のことを指す。16世紀の宗教改革とともに発生した再洗礼派は、ヨーロッパの政治支配と密接に結合したローマ・カトリックのみならず、領邦ドイツ・ザクセンの公認宗教となったルター派や都市国家スイス・チューリッヒの公認宗教となった改革派、国王の都合によってローマ・カトリックから英國の国教となった英國国教会などとは一線を画す。すなわち当時のキリスト教会はローマ・カトリックもプロテスタントもすべて国家権力と結合された国教会であり、司教や牧師はいわば市長や兵士と同様、公務員として雇われる身分であった。そして国教会の最大の特徴は、そこに生まれてくるすべての市民に施される「幼児洗礼」である。したがってこの時代は、人がどこ (物理的空间) に生まれどこに住むかによって、自動的に宗教が決定されたのであり、たとえ人品卑しく嘘つきで、はなはだ信用に欠ける者であったとしても、すべての人がそこの市民であり、同時にその宗派の信徒とされたのである。人は「幼児洗礼」によって先に信仰に入れられ、後からキリスト教徒となるために教化されていった。そういう意味で、真の意味での宗教的自由

はまだ例外的にしか存在しなかった時代である（高橋、1985）。

再洗礼派のアーミッシュは、こうした地理的な制約からは自由な人々、純粋な内面的動機によってつき動かされた信仰者からなる教会であった（よくみかける誤解は、アーミッシュはプロテスタントの一派であるとする単純な誤解と、もう一つは、アーミッシュが中世の異端的キリスト教であるとする体制的プロテスタントからの意図的曲解がある。しかしどちらも真実ではない）。これらの人々は、キリスト教の正典たる聖書の教えに虚心坦懐に耳を傾け、その聖書の教えを忠実に守り、只管まっすぐにキリストの歩んだ道を歩もうとした人々であった。信仰とは聖書の教えを自覚的に生きようとする生き方であるから、生まれたばかりの赤子に洗礼を授けることは矛盾があるとし、「幼児洗礼」には賛成ではなかった。また聖書の教える神は万人の神であり、万人を愛する神である。聖書の、「『隣り人を愛し、敵を憎め』と言われていたことは、あなたがたの聞いているところである。しかし、わたしはあなたがたに言う。敵を愛し、迫害する者のために祈れ」「悪人に手向かうな。もし、だれかがあなたの右の頬を打つなら、左の頬をも向けてやりなさい」（マタイ5: 39,43）という教えに従い、再洗礼派はけっして武器を手にすることも、戦争へ行くこともしなかった。しかし、16、7世紀のヨーロッパは宗教戦争の時代であり、よき市民は国家や領主のために戦争に赴き、武器をとって敵を殺さねばならなかった。こうしてルター派がカトリックと、カトリックが英國国教会と戦争を繰り返し、キリスト教徒同士が殺し合わねばならないという、聖書の教えとはなはだ矛盾する状況が繰り広げられた。しかし再洗礼派はけっして武器を手にせず、徴兵にも応じなかつたため、悪い市民、反逆的市民とされ、カトリック、プロテスタント双方の土地で、官憲の手による過酷な弾圧にさらされ、殉教と亡命の運命を余儀なくされた人々である。かろうじて生き残った者たちは、宗教的寛容な土地であったオランダやボヘミアなどの土地へ逃れ、その後東欧諸国やウクライナ、ロシアへと流浪し、その後アメリカ、カナダへと逃れた。しかし、こうした過酷な運命にもかかわらず再洗礼派は頑なに聖書の教えを守り非暴力という生きかたを貫いてきたのである（Littell, 1964；高橋、1985、7-16頁）<sup>注3</sup>。

さてアーミッシュに限定して話を進める。既述のとおりアーミッシュは再洗礼派の一派であるが、17世紀初頭、オランダのメノナイト（Mennonite、メナー派、メナー・シモンズによって導かれた再洗礼派）に信仰上の分裂が起こり、その調整のため1632年、オランダのドルトで指導者会議が開かれ、十八ヶ条から成る「ドルトレヒト信仰告白」（Dortrecht Confession of Faith）として纏められた。これは今日でもアーミッシュ、メノナイトの信仰の基盤となっている。この信仰告白の十七条は、英語では「シャニング」（ドイツ語ではMeidung）と呼ばれる破門に関する取り決めである（後述するアーミッシュの基本思想の5番目）。しかし、その後メノナイトはこの教えを厳密には適応しなくなつたため、厳密に適応すべきことを主張するスイス・ベルンの指導者ヤーコップ・アマン（Jacob Amman）はメノナイトから分離し、独自の集団を形成していく。この集団こそ後日アーミッシュと呼ばれるアマン派（Aman）である。メノナイトがよりリベラルになっていったのに較べ、アーミッシュは今日に至るまで「シャニング」を忠実に守り続けている（Hostetler, 1993, pp.25ff）。

その後の歴史的経緯は割愛せざるを得ないが、最初のアーミッシュがアメリカに到来したのは1730年代、ペンシルヴァニアを所有していたウイリアム・ペンの招きによる。ヨーロッパのアーミッシュは順次アメリカへと渡り、ペンシルヴァニア州からオハイオ州（1808年）、インディアナ州（1839年）、さらにアイオワ州（1846年）へとコロニーを拡大してい

った。現在、アーミッシュの人口は全米では17万5000人と見積もられている（Wittmer, 2007, pp.27-8）。もともとヨーロッパでは知的中産階級を中心に広まった信仰であったが、信徒は迫害のなかでやむを得ず都市を離れ農業に従事するようになり、入植した荒れ地を数年で豊かな農地に転げる優秀な農民となった。こうしてアメリカに渡ってくる頃にはアーミッシュは殆ど例外なく農民か農業に関連する職人であった。

### アーミッシュの分派と特徴

アーミッシュは一般的に35～45家族、ほぼ3～400人が一つのコミュニティ（アーミッシュは自分たちの共同体をドイツ語でGemeindeと呼ぶ）<sup>注4</sup>、を形成して生活している。またそれぞれのコミュニティは、自分たちが選んだ監督（指導者）の指導の下でいろいろな問題を解決しながら生きているので、コミュニティ毎に多少の相違がみられる。また大きくは、それぞれの集団の歩んだ歴史と経験によって、いくつかの特徴あるグループに大別することができる。先ず再洗礼派の主流といえるメノナイトは、保守的な立場を堅持しつつもリベラルな立場をとり、車、電気、電話、水洗トイレを利用し、高等教育を否定せず外面向けのアメリカの文化を受け入れる柔軟な考え方をするグループである。アーミッシュがメノナイトから分離した経緯は既述した。その後アーミッシュは、オールド・オーダー・アーミッシュ、コンサヴァティヴ・アーミッシュ、ニュー・アーミッシュ、バックホルダー・アーミッシュ、ビーチー・アーミッシュ、アーミッシュ・メノナイト、その他のグループへと分かれていった。しかしだまく分類するとすれば、オールド・オーダー・アーミッシュとビーチー・アーミッシュに分類するのが妥当と思われる。ビーチー・アーミッシュは、衣服や外見ではオールド・オーダー・アーミッシュと異なるが、車や電気、電話を認め教会堂を建てる点で、オールド・オーダー・アーミッシュとは大きく異なる。精神的な点はともかく、アメリカ文化への妥協度という点からすれば、妥協がもっとも進んでいるのはメノナイト派、そしてビーチー・アーミッシュ、もっとも厳格に聖書の教えに従おうとしているグループがオールド・オーダー・アーミッシュと見ることが妥当であろう（Wittmer, 2007, p.3; Hostetler, 1993, pp.48-9）。

さてお断りしたように、本稿で取り上げるのは電気や電話や車を制限し、17、8世紀の生きかたをそのまま続け、馬とバギーに象徴されるオールド・オーダー・アーミッシュである。

アーミッシュの人々は、彼らだけで小さなコミュニティを作り、外部との交流を極力制限して昔からの生活様式を守ってきた。もっとも厳格なオールド・オーダー・アーミッシュの共通する外面に表れた特徴は以下の通りである。まず教会堂をもたず信徒の家で隔週の礼拝をもつ。交通手段として馬に引かせたバギーを用いる。家庭やコミュニティで使用する言語はペンシルヴァニア訛りのドイツ語である。男性も女性も目立たない色の衣服を身にまと。既婚男性はあご髭をのばし（口髭は生やさない）髪はすかず、女性は梳かした髪を真ん中で分け束ねる。ショート・ヘアにはしない。女性の衣服にはプリント地や明るい色は使わない。男性の服にはボタンではなくホックを用い、ズボンにはサスペンダーを用いる。アーミッシュの家にはセントラル・ヒーティングを使わず、電話や電気の使用を制限する。またトラクターなどには空気入りのタイヤーは使用しない。アーミッシュの耕す土地は、人と馬によつて耕作可能な範囲の土地（経済学者シューマッハーが著書『スマール・イズ・ビューティフル』で提唱する経済活動の理想に近い形）である<sup>注5</sup>。

教育に関しては、アーミッシュは8年を超える教育を認めていない。また公立学校での教育は、農業を中心とするコミュニティ生活とアーミッシュの信仰に大きな危機をもたらすと確信しており、子供たちの未来を危険にさらすものと考えている。生きるために必要なのはむしろ知恵であり、知識は人間を高慢にさせ共同体生活には害を及ぼすと考えている。そのため、アーミッシュの子供たちは入学の年齢にもよるがほぼ14歳で学校を終える。ただし実際には、それ以降は数年間農場にて将来の仕事に即した職業訓練・実習を受け一人前のアーミッシュへと成長していく。

### アーミッシュの基本思想

アーミッシュの思想は聖書との格闘のなかから生まれ、アーミッシュの生活形態はその殉教と亡命の歴史のなかから育まれたものである。アーミッシュに詳しいホステラーはその著書の中で、アーミッシュの人々がとりわけ重要であると考える中心的価値・思想を六点にまとめて紹介している (Hostetler, 1993, pp.73-90, Hostetler & Huntington, 2001, pp.8-13)。それらは、  
1. Maintaining a Redemptive Community  
2. Separation from the World  
3. Voluntary Adult Baptism  
4. The Maintenance of Community Discipline  
5. Excommunication and Shunning (Bann und Meidung)  
6. A Life in Harmony with the Soil and Nature  
である。これらの思想は長く困難な歴史の中で形成されたもので、アメリカを代表するバプティストやメソジストなどのプロテスタント諸派には馴染みのないものが多い。そこでそれぞれの内容について簡潔に説明しておく。

アーミッシュ（再洗礼派）は聖書の教えに誠実に従って生きたいと願った人々である。以下に述べることは、再洗礼派の発生以来、その行動を導いき変わらずに抱き続けた考え方である。さて聖書は二つの世界があることを説く。一つは、キリストの生き方に従いキリストのように歩もうとするキリストの弟子たち（それがGemeindeであり、キリスト者の群れである）と、もう一つは自分中心に生きる世俗的な「この世」であり、高慢、貪欲、暴力、殺人などの罪悪、悪徳などが「この世」のしるし、その文化は個人の成功、競争、自己主張、自己満足、個人の権利、選択の自由である。一方、キリストの弟子は、謙虚さ、温和、控え目、忍耐、従順がその特徴であり、その文化は愛、許し、慈愛、非暴力である。アーミッシュは信仰を同じくする信仰共同体を何よりも重要と考えているので、家族や共同体を個人に優先させる。

こうした聖書の理解から第一の原則・価値が導きだされる。すなわち、アーミッシュはキリストの弟子となった者たちの集団だということ。キリストの弟子たちが互いに助け合って生きる群れ・共同体こそもっとも大切なことで、それを大切に維持することが重要な価値だと考える。第二は、従って、キリストの弟子たちは、世俗的な「この世」はまったく別の原理で生きているのだから、「この世」から分離されるべきだ、ということ。第三は、キリストの弟子として生きたいと願う者は、自分の意思で洗礼を受けて、その群れに加わるべきだということ（幼児洗礼の否定、成人洗礼の主張）。第四は、キリストの弟子からなる群れはそれに相応しい生きかたをすべきだということ。そのような倫理的生きかたを互いに守っていこうという願い (Ordnung、規律あるいは訓練)。第五は、かりにその群れの誰かが道を踏み外した場合、正しい道に戻るまでは破門し仲間としての付き合いをやめる、ということ。第六は、大地は神から一時的に預かったもの、人間は大地からの恵みによって生きているということを自覚し、土地と自然をいたわり愛すべきだ、ということである。

アーミッシュの願いは、聖書（神）の教えに忠実に生き、世俗から離れ、家族を愛し、群れの一員として仲間を愛し、奢らずつましく質素に暮らし、キリストの生き方にならう者としての模範的生きかたを貫くことである。困っている人があれば、それが仲間であれ部外者（アーミッシュは自分たち以外を「イングリッシュ」と呼ぶ）であれ、できる限りの援助を惜しまない眞の「ヴォランティア精神」にあふれた人々であり、争いごとや暴力を避け、自己を弁護することなく、人から迫害を受けてもそれを受け入れ、決して報復しない人々である。

### 3. アーミッシュの教育裁判

アメリカ文化との接触を避け片田舎でひっそりと農業を営み、静かに生きてきたアーミッシュであるが、アメリカ社会の大きな変化の波に否応なくのみ込まれることがあった。その一つがアメリカにおける教育をめぐる大きな変化である。1930年代以降、アメリカ各州で相次いだ教育改革の骨子は、大きく見て以下の3点である<sup>注6</sup>。

- (ア) 中等教育の充実を図るため義務教育期間を延長する。例えばアーミッシュの多く住むペンシルヴァニア州では従来の8年（14歳まで）から3年間の延長が決定された。
- (イ) 小さな学校を廃して大規模校へと統合してゆく。
- (ウ) 教員の質やカリキュラム内容、施設や設備などについて基準を定め、教育環境を整備する。

この中でも、とりわけ（ア）義務教育期間の延長をめぐる衝突が頻繁に起き、アーミッシュと自治体あるいは州との間で問題は訴訟にまで発展している。その流れをかいつまんで見ていきたい。

#### （1）ピーターハイム裁判（1949年）<sup>注7</sup>

まずペンシルヴァニア州において義務教育期間の3年間延長により州内の子供たちは17歳まで学校に通うことが義務づけられた。しかし実際には、それと平行して義務教育の一部免除制度が存在しており、15歳以上の農家の子供で家業を手伝う必要のある場合には通学を免除されていた。アーミッシュの家庭は大半が農場経営を行っているので、義務教育の延長は実質1年のみであったことになる。しかも彼らは初等教育以上のものを望まず、子供たちの中にはわざと留年して8年生を繰り返すことで、中等教育を拒む者も少なくなかった。これらはアーミッシュと州当局との間の一種の妥協であったと考えられる。

ところが時が経つにつれてこの例外措置を不満に思う風潮が州内に強まり、免除制度が撤廃されてしまう。そしてアーミッシュの親たちは、子供に義務教育を受けさせなかつたということで、逮捕されたり罰金を科されたりすることとなる。

ピーターハイム判決はそのような問題をめぐる訴訟の判決である。結果的には合衆国憲法の修正第十四条（市民にたいする特権および免除を制限する法律は無効）<sup>注8</sup>が適用されて、免除撤廃が違法とみなされアーミッシュ側の勝訴となる。ただこの裁判においては、アーミッシュの信仰や生活様式については触れられず、その後のアーミッシュの裁判に方向性を与えることもなかった。しかしこれ以後、アーミッシュは教育裁判において大苦戦を強いられることになる。

#### (2) ベイラー裁判 (1951年)<sup>注9</sup>

同じくペンシルヴァニア州における裁判である。アーミッシュの親が子供に中等教育を受けさせることを拒否し、義務教育期間にも関わらず学校へ行かせなかつたため、有罪判決を受けた。ここでは義務教育による州の利益とアーミッシュの信仰の実践とが秤にかけられる形となり、州の側に軍配が上げられた。内面的な信仰の自由に比べ、宗教行為における自由は認められづらい司法界の流れがあったと分析されている (Hostetler, 1993, pp.261-4)。

ちなみにペンシルヴァニア州では、義務教育延長に関わるアーミッシュの抵抗が大きかつたため1955年、州当局がアーミッシュ独自の職業学校の設立を認め、事態の収拾が図られた<sup>注10</sup>。

#### (3) アイオワ州における衝突

1960年代に入ると中西部のアイオワ州でアーミッシュが世間の注目を集めようになる。中西部はアーミッシュが比較的新しく入植した土地であり、まだ地域内での理解も十分に得られていない状況であった。その生活習慣は多数派の北欧系住民の目には異質なものであり、しかもアーミッシュは手に入れた土地をどんどん肥沃に変えていったので嫉妬ややっかみも受けっていた。メノナイト等アーミッシュに理解をもつ住民もほとんどいなかった。加えて地域の合併問題に巻き込まれて投票に参加したため、対立する立場の住民から反感を買ったという経緯がある<sup>注11</sup>。

アーミッシュの運営する学校が州の査察によって設備面の不備を指摘されると、攻撃の矛先が一斉にアーミッシュに向かされることとなる。住民はアーミッシュが特別扱いされないよう監視の目を光らせながら州に圧力をかけた。その結果アーミッシュの子供たちは公立学校へと通うよう命じられる。これに対してアーミッシュの親たちはそれを拒否し、子供たちは送迎用のバスから逃げ回ることで抵抗した。

1965年、この逃げ回る子供たちの姿が写真に撮られ、アメリカ全土に報道されたことによって、事態は正反対の方向へと進展してゆく。アーミッシュに対する同情や、強引な州当局に対する憤りの感情が全国的に高まり、アーミッシュを支援しようという動きが起こるのである。最もよく知られているのがThe National Committee for Amish Religious Freedom (「アーミッシュの宗教的自由を守る全米委員会」、1967年に結成される。以下NCARFと略記) である。これは、ルター派の牧師ウィリアム・リンドホルムを議長として、社会学者でアーミッシュ研究の大家であるジョン・ホステトラーや教育学者ドナルド・エリクソンらが中心となった組織で、直ちに苦境に立たされているアーミッシュを援助すべく活動が開始される。とくにその後の裁判においては非常に重要な役割を果たすこととなる (Hostetler, 1993, pp.264-8)。

ともあれアイオワ州の衝突については、世論の圧倒的な後押しが生まれたことで、州が大幅に譲歩し、数年後に収束している。

#### 8 (4) ガーバー裁判 (1967年)<sup>注12</sup>

NCARFが最初に取り組んだのが、カンザス州における裁判である。これも、子供に義務教育を受けさせなかつたアーミッシュの親 (リロイ・ガーバー) が責任を問われる裁判であったが、NCARFの尽力によってかなり微妙な判決に持ち込まれた。州の最高裁判所では三人の裁判官がガーバー寄りで、あと一人で勝訴という僅差であった。やはり個人の宗教行為より州の利益を優先するという判断がなされたのであるが、NCARF側としてはこの経験を通して、どこに重点を置いて裁判を闘うべきかが明確になり、次につながる裁判であった。

(5) ヨーダー裁判（1972年）<sup>注13</sup>

ウィスコンシン州における訴訟である。これはその後のアーミッシュの方向を決定づけた裁判として重要な裁判となった。そこで「ヨーダー裁判」をやや詳しく扱い、裁判の流れ、NCARFのメンバーなどの証言内容、判決文、アーミッシュに与えたインパクトなどを見ていくことにする。

ウィスコンシン州は比較的新しくアーミッシュが入植した土地で、アーミッシュにたいする理解の浅い州であった。二人のアーミッシュの親（ジョナス・ヨーダーとウォレス・ミラー）、およびコンサヴァティヴ・アーミッシュ・メノナイトの親（エイディン・ユッツィー）が、ウィスコンシン州の定める義務教育年数（子供が16歳まで通学することを義務づけるもの）に違反しているとして告訴されたのである。アーミッシュの子供たちは義務教育年齢にも関わらず州の認可する学校へ通っていなかったのである。

さて、最初の郡裁判所における裁判においても、続く巡回裁判所における裁判においてもNCARFの支援があったにもかかわらずアーミッシュは敗訴、有罪となった。しかし、その後NCARFがウィスコンシン州最高裁判所に上告。ウィスコンシン州最高裁判所はこの訴訟を副司法長官ジョン・カルフーンの下で審議し、それまでの判決を覆し、アーミッシュの権利を認める画期的な判決を下したのである。判決の主文の趣意書によれば、ウィスコンシン州は連邦憲法が保障する宗教的自由を制約し凌駕することを正当化しうるなんら説得的な州の利益を証明していない。加えて14年間のアーミッシュの教育は、さらに2年間の教育を受けた16年間の公立教育となんら変わることのない教育結果をだしている。というものであった。しかし今度はウィスコンシン州がこれを不服として合衆国連邦最高裁判所に提訴する。こうしてアーミッシュの教育問題が全国レベルで争われることになったのである（この時点で、すでにペンシルヴァニア州、インディアナ州、カンザス州では、アーミッシュの権利を認めていた）。

## アーミッシュへの支援の広がり

実際、この裁判は全国的な注目を集め、アーミッシュにたいする支援の輪が広がった。主だった支援団体を挙げるなら、全米キリスト教協議会（the National Council of Churches of Christ in the U.S.A. 33のプロテスタント、正教会の教派から構成される全国組織）、セブンスデー・アドヴェンティスト教会（the Seventh Day Adventist Church）、メノナイト中央協議会（the Mennonite Central Committee、メノナイト教会の全国組織）、アメリカン・ żyִיָּהイッシュ議会（the American Jewish Congress）、アメリカ・シナゴーグ協議会（the Synagogue Council of America）、法と公共に関する全米 żyִיָּהイッシュ委員会（the National Jewish Commission on Law and Public Affairs）などである。以上の団体は裁判に弁護士を派遣しアーミッシュの弁護を行い、弁論趣意書に賛同を表明した団体である。また、弁論趣意書には連名しなかったが、全米カトリック会議（the U.S. Catholic Conference）がアーミッシュに支援を寄せている（Lindholmのウェップサイト）。

またNCARFがより強力な組織へと発展し、NCARFへの多くの支援が寄せられることになった。アーミッシュの弁護団には、ウイリアム・ボールやジョゼフ・スキリーといった憲法問題専門の弁護士がおり、彼ら以外には、アーミッシュ出身の二人の大学教授、ジョン・ホステトラー（テンプル大学社会学教授、2001年逝去）、ジョー・ウィットマー（フロリダ大学、カウンセリング学教授）、および再洗礼派研究で著名なフランクリン・リテル（アイ

オワ州、ウェズリアン大学学長）がおり、アーミッシュに精通する研究者たちであった。またそれまでアーミッシュとは直接関係がなかったウィリアム・リンドホルムとドナルド・エリクソンの存在も大きかった。リンドホルム牧師はアイオワ州のルター派教会（日本ではルーテル教会）の牧師ながら、隣接するウィスコンシン州のアーミッシュに深い同情を寄せ、その裁判にかかわるようになった人物であり、またエリクソンはシカゴ大学教育学教授（現・カリフォルニア大学ロサンゼルス校教授）で、学校問題の専門家として種々の専門誌、雑誌にアーミッシュを支持する論文・執筆を行い、一方でアーミッシュ裁判での弁護を引き受けていた。

### 連邦最高裁判所における審議

今日、この連邦最高裁判所における「ヨーダー裁判」の記録をみると、ウィスコンシン州最高裁判所における裁判と同様、義務教育を定める州法とアメリカ市民に保障された宗教的自由の権利の争いとして、どちらが上位規定かが争点となった憲法判断をめぐる裁判として認知されている。すなわち、少なくとも16歳まですべての子供を学校へ通学させる義務が親にあるとするウィスコンシン州の要求は、14歳を超えて学校に通学させることはアーミッシュの理念に反すると考え、そうした信念にしたがって行動するアーミッシュを犯罪者とする点で、連邦憲法の修正第一条（基本的人権としての宗教的自由を保障するもの）<sup>注14</sup>違反ではないのか、が問われた。

主席裁判官ウォーレン・バーガー、他八名の陪席裁判官（ウィリアム・ダグラス、ウィリアム・ブレナン、ポッター・ステュアート、バイロン・ホワイト、サーグッド・マーシャル、ハリー・ブラックマン。以下の二名、ルイス・パウエル、ウィリアム・レーンクワイストは判決には陪席していない）により、1971年12月8日に審議が行われ、1972年5月15日に結審した。判決は全員一致（7対0）で、アーミッシュの宗教的自由を認めるものであった。判決文によれば、「証拠が示すところでは、アーミッシュは、農村に位置する共同体で生きるアーミッシュの生活のために計画された独自の職業教育を、15歳以降の子供たちに継続して提供している。さらに証拠が示すところでは、州法に従うことによって、ハイスクール（中・高校）へ出席することはアーミッシュの宗教と生き方・考え方方に反し、さらにハイスクールの教育によってアーミッシュの子供たちの救済が危険に曝されると、被告（アーミッシュ）は心から信じている」とし、こうしたアーミッシュの信念を尊重すべきだと結論するものであった。

ただ陪席裁判官の一人、ウィリアム・ダグラスから部分的な反論がなされた。ダグラスは、アーミッシュの思想や伝統を尊重することに吝かではないが、ハイスクール教育とか、さらには大学教育については、それを受けるか受けないかは親や共同体が決めるのではなく子供自身が決めるべきではないか、と述べた<sup>注15</sup>。

10 さてこの裁判での弁護のポイントは以下の3点であった。

- (ア) アーミッシュの信仰はアーミッシュのコミュニティに根ざしている。
- (イ) 義務教育に関する法律がアーミッシュの信念に基づいた生き方を阻害している。
- (ウ) ハイスクール（中・高校）教育を免除しても州の不利益にはならない。

とりわけ重要なのは（ア）であろう。従来は信教の自由を論じる場合、個人の内面的な信仰と外面向的な宗教行為とに分けて論じるのが一般的であった。そして前者は憲法によってか

なり手厚く守られるのに対し、後者は軽く扱われる傾向があった。しかしここでは、個人の内面的な信仰が、コミュニティという外的的な存在と非常に強い相関関係を持っており、どちらを欠いてもアーミッシュの信仰は立ち行かないということを証明しようとしたのである。証言台で、ホステトラーは社会学者の立場から、義務教育の延長がアーミッシュのコミュニティの崩壊につながると指摘し、エリクソンは教育学者の立場から、健全に機能しているアーミッシュのコミュニティ内ならば有効な教育が可能であると述べた。またウィスコンシン州の地域の保安官が、たとえ14年間の教育でもアーミッシュの子供には非行がないことを証言、またウィスコンシン州の福祉局長が、14年間の教育しか受けていなくてもアーミッシュはかつて一度でも福祉や公的補助の世話をになったことがないと証言し、アーミッシュのコミュニティの健全さについて証言した。

その上で公立学校における教育がいかにアーミッシュの信仰にとって危険であるか例示され、一方でアーミッシュ独自の教育が十分効力を持っているという証拠が提示された。エリクソン教授はカンザス州での調査を用い、調査対象になった店や事業の経営者たちが異口同音に、もしも人を雇うなら高卒の一般アメリカ人より14年間しか教育を受けていないアーミッシュの青年のほうがはるかにましだ、と語ったことを紹介している。また、アーミッシュ出身でありながら、青年になってから教育を受け直し、大学教授になった（ホステトラー氏以外の）人物を紹介し、わずか14年の教育でも、希望さえすればアメリカ社会で通用する実力を持つことが可能であることから、アーミッシュの教育が決してハンディキャップではないことを力説した。

こうして、連邦最高裁判所においても満場一致でアーミッシュの勝訴が決定する。判決理由のポイントは次の二点に集約される。一点は、8年の義務教育で州の利益は概ね満たされている。二点目は、高等教育はアーミッシュの信仰および生活様式に反する。意義深いのはやはり、アーミッシュのコミュニティへと目を向け、その信仰と生活をきちんと理解した上で判断を下した点にあるだろう。

#### その後の経緯とアーミッシュに与えたインパクト

連邦最高裁判所におけるアーミッシュの宗教的権利を擁護するヨーダー判決は、長く論争となったアーミッシュの教育に関する問題に終止符を打ち、これ以降多くの州が、アーミッシュによる独自の学校経営と義務教育の部分的免除を容認するようになった。

教育期間をめぐるこれまでの一連の訴訟（その後のネブラスカ州で同様の訴訟があった）と裁判に直面して以来、アーミッシュはそれまでの公立学校に依存するあり方を反省し、アーミッシュの学校設立を真剣に計画はじめる。1972年当時、全米のアーミッシュ学校は329校、その生徒数は約5,000人であった（これは1968年と比較すれば90%増）。1990年には、学校数719校、一年生～八年生の在籍数は約20,000人を数えた。20年間に学校数は倍増し、生徒数は4倍になった。2005年現在、アーミッシュ学校の子供の在籍数は35,000名である（1990年から40%増）。また、アーミッシュの教師数も、1990年時点での720名から、倍以上になったと報告されている（Wittmer, 2007, p.142）。

11

#### 4. なぜアーミッシュは中・高等教育を拒否するのか

ホステトラーはアーミッシュが中・高等教育を拒否する理由として（1）学校の位置、（2）教員の訓練と資質、（3）通学年数、（4）カリキュラム内容、を挙げている（Hostetler,

1993, p.261)。これらの事柄がアーミッシュにどのような影響を及ぼすのか、以下で具体的に考えてみたい(田中、2007を参照)。

(1) 学校の位置。従来アーミッシュの子供たちはコミュニティによって運営されるアーミッシュ学校(私立)か、近隣の公立校に通っていた。しかし学校統合によってアーミッシュの子供たちは遠くの異質な学校へ通学しなければならなくなる。このことでアーミッシュがもっとも懸念するのが環境の悪さである。アメリカの公立学校はアメリカの価値観を伝達する場であり、アメリカ的生き方・生活様式が肯定される場である。それは個人主義、競争、合理的思考、世俗主義などであり、アーミッシュの価値観とは相容れないものである(第5章を参照)。

裁判で争点となったように、アーミッシュの信仰はコミュニティに深く根ざしている。彼らは神の教えを守りながら生きるために、コミュニティを形成して外の世界から身を守っている。そこでは大地に根ざした農業中心の生活が営まれており、質素ではあるが家族や隣人との結びつきを大切にした穏やかな暮らしが残っている。従ってコミュニティを離れることは、彼らにとっては信仰の土台を離れる危険な行為なのである。あるアーミッシュの少女は、あまりに長く外の世界に身を置いていたため「知らないうちに2つの異なる生活を送っていた」と嘆いている(Igou, 2000, pp.149-51)。それほどコミュニティの外では信仰を維持することが難しいのである。

(2) 教員の訓練と資質。アーミッシュが学校運営に関わっていたときは、アーミッシュの視点から教員を選ぶことができた。アーミッシュの信仰をもつ人か、少なくともアーミッシュの信仰に理解をもつ人を求めることができた。しかし公立学校へ通学すると、イングリッシュの教員によって、アメリカ的価値観に基づく方法と内容の教育を受けざるをえない。それは大抵の場合アーミッシュの信仰に反するものである。

(3) 通学年数。14歳までの義務教育期間が16歳まで延長された場合、(1)の指摘のように、15、6歳の子供はすでに農場経営の立派な担い手であり、その労働力を奪われるのはアーミッシュの家庭にとっては痛手である。更に深刻なことは、この年代は人間形成のもっとも重要な時期に当たり、アーミッシュにとっては将来コミュニティにとどまって信仰の道を選ぶかどうかを真剣に考え始める時期である。その時期に子供たちがコミュニティの外でイングリッシュと長時間をとも過ごすことは、親にとっては危惧すべき事態である。この時期はむしろコミュニティのなかで多くを吸収しアーミッシュとして成長をとげる時期なのである。

(4) カリキュラム内容。アーミッシュの学校では信仰に基づいた教育、あるいは信仰に反しない教育が施されていた。しかし公立学校ではその保障はない。裁判において審議されたように、公立学校では進化論などアーミッシュの信仰とは相容れない学説についても教えていることが証言された。またダンスや競技スポーツの奨励も、調和を重んずる彼らの信仰とはそぐわない。ダンスは享楽的な傾向を植え付けるし、競技スポーツは競争心や自尊心を肥大させるものである。アーミッシュは勤勉さや協調性、エゴを手放すことが価値とみなされる。判決文の中で「中・高校教育はアーミッシュの信仰およびその生活様式に反する」とあるのは、まさしくその通りである。

## 5. 価値観の相克

アーミッシュの教育裁判を文化という視点から見直すとどうなるであろうか。残された紙

面で、アーミッシュの教育裁判を文化摩擦、より正確には価値観の相克ととらえ、その相克の真相を素描してみたい。

1. アメリカへの同化に抵抗するアーミッシュ。 アメリカはこれまでWASPの思想や価値観を他の人種・民族に強要し、他人種・他民族のアメリカへの同化に努めてきた。それが人種の「るつぼ」理論として、アメリカではあらゆる人種、民族がひとつに融合する場であると語られた。しかしアメリカへの同化は、WASP（という単一価値）の強要以外のなにものでもない。カリフォルニア州の公用語をめぐる論争も、英語以外を認めようとしない言語面での同化政策であり、アメリカ市民の非寛容さを示すものであった<sup>注16</sup>。しかしアメリカ史をみれば、同化にたいして抵抗する民族が後を断たなかった。同化に抵抗したアメリカ先住民は土地を剥奪され生命と文化を抹殺された。同化に抵抗した黒人はこん棒（暴力）で沈黙を強要してきた。民族的マイノリティは、アメリカ社会の様々な形での差別や非寛容に甘んじねばならなかつたのである。

アーミッシュは既述の通り、世俗社会からの分離を宗教的信条とし、仲間内ではドイツ語を話し（言語的分離）、ユニークな服装や馬とバギーの生活を守り（世俗との差異を強調）、自給自足の生活をし（経済的分離）、イングリッシュとは必要以外の関わりを避けてきた（社会的分離）。こうした信仰と生活様式を子供たちに正しく継承させる教育がアーミッシュ以外の手で担われることは大きな危険性を伴うものであり、实际上、不可能であろう。アーミッシュを突如襲った教育訴訟は、マイノリティをアメリカナイスするためのいわば全米規模の教育同化政策の一端であり、多文化・多民族国家のなかにおける单一文化、単一価値の強制であった。

アメリカ社会はヨーロッパ移民の到来以降、実際には多文化社会、多民族社会であったにもかかわらず、そこに宗教改革以来の非寛容主義を持ち込み、それぞれの民族は広いアメリカを勝手気ままに開拓し、その土地では他宗教、他文化にたいして極めて非寛容であった。独立戦争によって本国イギリスより独立したイギリス人は、それ以降アメリカ全土を入手するが、やはりWASP中心の統治を行い、他民族にWASPの価値観を押し付けた。勿論、食文化やファッショントリックな外的側面では多文化主義を標榜するようになってはいるが、その統治思想や経済原理といった中核部分では依然として单一文化、単一価値が跋扈する社会と考えられる。今日のアメリカは現実の多文化・多民族社会であることを引き受けて多民族共生の生き方を探ろうという勢力はまだ弱く、旧い価値体系をそのまま強引に押し通そうとする主流派の頑迷性と、新しい時代に転換できない老化現象を露呈しており、それがアーミッシュのみならず多くのマイノリティの不幸を長引かせている最大の要因ではないかと思われる。

2. コミュニティ生活を優先するアーミッシュと個人主義に代表されるアメリカ中産階級の価値観。 個人主義はアメリカ人のもっとも顕著な特徴であり、社会学者ロバート・ペラード等の詳細な研究がある<sup>注17</sup>。この中産階級の価値観は、ただ単に中産階級の価値観であるにとどまらずアメリカ人全体の価値観を表すものである。人は生れ落ちた瞬間からひとかどの人間になるために、可能なかぎりあらゆる教育と訓練をうけ、やがて自立の道を歩まねばならない。物質主義のアメリカ社会では経済的成功がなによりも求められ、個人があらゆる権利と自由を獲得し、それを行使することのできる社会である。無限の進歩が説かれ、子供は親を乗り越えることが期待されている<sup>注18</sup>。学校はこうした中産階級の価値観を教え、それを表現する数少ない手段の一つである。アメリカの学校は、個人主義、競争、合理的思考、

世俗主義という価値観が跋扈する。

しかしこうした個人主義的社会に生きる典型的な人間は、互いがライバルであり成功を目指す熾烈な競争のなかに置かれ、訴訟と過度のストレスに曝され、心理カウンセラーや精神科医の助けを借りながら孤軍奮闘するビジネスマンの姿であろう。また個人主義的社会に蔓延するものは、脱落するかもしれない不安、増大する離婚や自殺、犯罪や暴力、蔓延する麻薬やストレスである<sup>注19</sup>。アメリカでは子供の半数以上が18歳になるまでに、親の離婚を経験し、片親家庭で生活し、親からの虐待を経験している<sup>注20</sup>。

またアメリカ社会は、スタートラインの平等を掲げる形式合理性を信じ、勝者がすべてを獲得する社会である。その経済活動は「小さい政府」の下で放任され（レッセフェール）資産を持つものが最大のチャンスをつかむ。その結果、未曾有の経済格差が生まれている。ホームレスが増大し、アメリカの貧困層は拡大の一途を辿っている。経済という面からみれば、アメリカは不平等な社会であり、貧困を怠惰と関係づける思想をもつため、貧困層には冷たい社会である。

アーミッシュの子供たちがウィスコンシン等の州当局によって通学を強制された公立学校は、こうしたアメリカ社会の縮図である。しかも15、6歳のこの時期は思春期から青年期に移行する第二反抗期で、アメリカ人の子供たちはアメリカ文化の負・ネガの部分を実験する時期であり、アメリカで広く知られている子供たちの飲酒、性、ドラッグ、いじめや喧嘩等の暴力行為等、さまざまな混乱の最中にいる。アメリカでは、これは子供の成長過程特有の現象とみられている。しかしこうした公立学校はまさにアーミッシュが恐れる世俗的価値観、世俗的文化が跋扈する場である。たとえアーミッシュでなくとも賢明な親であれば、こうした学校にわざわざ愛する子供を通学させたいとは思わないであろう。実際、アメリカ人は経済的事情さえ許せば、規律があり落着いて勉学に没頭できるプレップ・スクールに子供を進学させたがる。

アーミッシュはよいアーミッシュになることが目標である。学校では読み、書き、算術、英語といったよいアーミッシュとして生きる基礎を学ぶ。そこでは競争ではなく協調性、調和、謙遜が尊ばれる。なぜならアーミッシュの子供たちにとって共同体が生活の場だからである。そこには家族や隣人との確かな絆があり励むべき農場の仕事がある。良好な人間関係は精神的安定をもたらし、労働は責任感と充実感を与えてくれる。そしてそれらを通して子供たちはコミュニティにおける自分の位置を見いだし、大人になってゆく。アーミッシュは「バーン・レイジング」<sup>注21</sup>という行為に象徴される強い互助精神で結ばれており、貧困は存在せず、貧富の格差も殆んどない。このようにアーミッシュの目指すものとアメリカ中産階級の価値観は互いに相容れない。アメリカ社会はアーミッシュを時代遅れの遺物とみなし、アーミッシュはアメリカ人の生き方を世俗的で滅びにいたる生き方と見る。

3. 非暴力のアーミッシュと好戦的アメリカ。 先住民を除けば、アメリカは雑多な移民によって構成される社会である。こうした多様性をまとめあげているものの一つが「アメリカ国家にたいする忠誠」である。それはすべての公立学校においては、毎朝子供たちに義務化されている「国旗への忠誠」という形をとる。それはアメリカが過去から現在に至るまで間断なく戦争を繰り返し、その都度国民を戦争に駆りたて、国民は愛国精神をもって徴兵に応じてきたことと無関係ではない。戦争はアメリカ人としての義務とされ戦場に赴くことが公的に疑問視された例を知らない。アメリカに全国規模の反戦運動が湧き起こったのは、TVの普及によりアメリカ人が戦争の悲惨さを映像を通して垣間見たベトナム戦争以降の

ことである。

しかし公立学校へ通うアーミッシュは筋金入りの非暴力主義者であり、その子供たちは親から教えられた通り「国旗への忠誠」には参加しない。公立学校に通うアーミッシュの少年だった頃の経験をウィットマーはこのように述懐する。

「少年たちは戦争ごっこをして遊びひっきりなしに戦争の話やどの部隊に入隊したいかを話していた。そしてどの部隊に入りたいのかと私はよく訊かれた。しかしCOとして私は決して戦争に行かないことを知っていた……。

アーミッシュの子供たちのもっとも厳しい試練は、毎朝の国旗への忠誠の時間にやつてきた。アーミッシュの親は宗教的理由から子供にたいしても国旗への忠誠を禁じていた。座ったままでいるアーミッシュの子供たちに向けられた生徒たちの嘲りと先生の失望の眼差しが私の心に突き刺さった…… アーミッシュに（敵を）「憎む」という言葉がないことを……しかもそれをドイツ語（アメリカの敵であるドイツの言葉）訛りの英語でどうして説明できただろう。

昔を回顧すれば、アーミッシュではない子供たちの気持ちもよく理解できる。またアーミッシュがなぜ自分たちの学校を創ってきたかがよくわかる。危険にさらされていたのはアーミッシュの子供たちの心だけでなく、アーミッシュの生き方だったのである。

……いまでもはっきり思い出す子供時代の出来事は、私の両親や他のアーミッシュの人たちが受けた敵意と嫌がらせである。私たちがバギーを走らせているとき、しばしば外部の人たちが私たちに罵声をあびせ、攻撃を加えた。彼らは私たちに爆竹や卵、トマト、ときには石を投げつけた。徴兵されて戦争を行っている家の人们は、私たちの麦のいなむらに放火し、外のトイレを壊し、窓ガラスを割り、バギーを盗んだ。彼らが得意になってやった嫌がらせは、車のトランクに人が座り、バギーの先回りをしてスピードを落とし、私たちの馬を驚かせて止め、勢い余ったバギーがそのままどこかにぶつかったり歩道に乗り上げるのを見て喜ぶ、というものだった。こうした蛮行を経験してからは、私は外の人が恐ろしくてたまらなくなった。私の両親や他のアーミッシュの人たちが事件の弁護のために召還されても、それに決して応じようとはしなかった。アーミッシュは右の頬を打たれたら左の頬を差し出す人なのだ」（Wittmer, 2007, pp.v-vii）

アーミッシュの価値観は多くの点でアメリカ中産階級の価値観の対極をなす。戦争はその二つの価値観が真っ向から衝突・対立したケースの一つである。こうした衝突は戦争時に限らないことは、その他の様々なアーミッシュの経験から明らかである。したがって圧倒的権力を振りかざす多数派のアメリカが、戦時中にアーミッシュに対して向けた憎悪や反感を、機会あるごとにマイノリティに対して同じように向けてきたのである。そしてその妥協を迫られるのはいつの場合もマイノリティの側であって、権力を握る多数派ではなかった。アーミッシュの教育裁判は、そうしたなかで例外的にマイノリティの正義が全米レベルで認められた数少ないケースであった。

注1 アメリカ史においてマイノリティや女性といった社会的弱者が犠牲になるのが常であった。アメリカ先

住民が絶滅寸前にまで追い詰められたり、あるいは公民権法成立以降も黒人が依然として社会的差別を受け続けていたり、日本人を含むアジア人に対してごく最近にいたるまで国籍や白人との通婚を認めず今日でも依然として差別があること等は、単なる歴史的例外ではない。アメリカは理念としての平等や民主主義を標榜する国ではあるが、多くのマイノリティにとって現実は過酷なものである。アメリカはよくいえば平等や民主主義という理念の実験室ではあるが、実際にはどうなのかという点については、主流派の立場に立つかマイノリティの立場に立つかによって議論は分かれる。

その例をアメリカ先住民に限ってみても、その歴史はあまりに悲惨で筆舌に尽くしがたい。先住民の多くは部族毎抹殺され、生き残った部族もその権利はいまだに踏みにじられている。土地や言語、文化的喪失がその歴史を雄弁に物語っている。こうした歴史の真相を明らかにしたものを見二、三挙げておく。藤永茂『アメリカ・インディアン悲史』朝日選書、スザン・小山『アメリカ・インディアン死闘の歴史』三一書房、ディー・ブラウン『我が魂を聖地に埋めよ—アメリカ・インディアン闘争史』草思社

注2 Paul Toews, 1996、この著書全体がアメリカにおいていかに平和的生活方を模索してきたかを歴史的に検証するもの。James C. Juhnke, 1989, 208-40頁。COの制度はすでに第一次世界大戦において実施され、その後、アーミッシュ自身によるCOプログラムから、さらにはアメリカ政府にCOプログラムを任せるI-Wという制度に代わった。

注3 Littellの著書 *The Origin of Sectarian Protestantism* は著名が示しているように、再洗礼派というセクトの起源に関する詳細な研究。この中でLittellは、ルターやツヴァイングリといった宗教改革者たちと再洗礼派、およびトマス・ミュンツァーなどの革命的ラディカルズの思想と行動を分析し、再洗礼派を宗教改革者や革命的ラディカルズと異なるまったく新しいタイプの宗教運動と位置づけている。

注4 本稿ではドイツ語のGemeindeの訳語を、群れ、共同体とし、場合によってはコミュニティとした。Gemeindeという言葉で表現されている意味は、ほぼ運命共同体という内容に近い。一般的には、キリスト教の「教会」と訳しても間違ieではないが、「教会」という訳語にはGemeindeのもつお互いが物心両面で深くかかわる集団というニュアンスに欠ける。コミュニティでは意味があまりに漠然としていて適切な訳語とはいえないだろう。

注5 アーミッシュの生活様式はHostetler, 1998. *Amish Life* に写真入りでわかりやすく紹介されている。またミルドレッド・ジョーダンの児童向け小説『アーミッシュに生まれてよかった』(評論社、1992)にはアーミッシュの家庭で育つ子供の目からみたアーミッシュの生活がほのぼのとしたタッチで描かれている。

注6 1930年代の教育改革の背景にあるのは大恐慌とそれに続くローズベルト大統領によるニューディールである。また1960年代の教育改革の背景にあるのはスプートニック・ショックに表されるアメリカの科学技術の遅れの自覚であろう。政権に就いたケネディ大統領は「ニュー・フロンティア」を掲げ新たな改革に着手した。軍産複合体がその後次第に軍産学複合体へと変貌を遂げたのは象徴的である(斎藤、1990)。

注7 Commonwealth v. Peterheim (1949), 「ペンシルヴァニア州対ピーターハイム」裁判

16 注8 修正第十四条 「第一節 合衆国において出生し、またはこれに帰化し、その管轄権に服するすべての者は、合衆国およびその居住する州の市民である。いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定あるいは施行してはならない。またいかなる州も、正当な法の手続きによらないで、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。またその管轄内にある何人に対しても法律の平等な保護を拒んではならない。」

注9 Commonwealth v. Bailer (1951), 「ペンシルヴァニア州対ペイラー」裁判

注10 アーミッシュの職業学校とは、アーミッシュ自身の手によって施される農業を中心とした実習中心の訓

練のことでの、一方、女の子は家庭で料理や裁縫、キルト製作を実習するプログラムのこと。Donald A. EricksonのホームページExpert Witness on Educationに掲載されているエリクソン自身の証言によれば、1955年、ペンシルヴァニア州知事となったジョージ・リーダーは素朴な民・アーミッシュにたいするそれまでの迫害に憤慨し、アーミッシュの職業学校を認可することでこの事態の收拾を図った。他の諸州もこれに習い、アーミッシュの職業学校を認可する流れとなっていたという。

注11 アーミッシュは一般的に政治とは距離をとり、決して投票には加わらない。これは特殊なケースとみてよい。投票はある意味での力の行使であるから、対立する地域住民からの反発を買ったことが伺われる。

注12 State v. Garber (1967)、「カンザス州対ガーバー」裁判

注13 ウィスコンシン州最高裁判所で争われた裁判は State v. Yoder et al (1971)、「ウィスコンシン州対ヨーダー他」裁判、その後連邦最高裁判所で争われた裁判は Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205 (1972)、「ウィスコンシン州対ヨーダー」裁判である。

注14 修正第一条 「連邦議会は、国教を樹立し、あるいは信教上の自由な行為を禁止する法律、または言論あるいは出版の自由を制限し、または人民が平穏に集会し、また苦痛の救済を求めるため政府に請願する権利を侵す法律を制定してはならない」

注15 蛇足を加えるなら、このダグラスの意見は至極もっともな意見ではあるが、アメリカの個人主義的原理を強調する意見であり、アーミッシュが常日頃警戒している家族や共同体よりも個人を優先させる考え方であって、アーミッシュには到底受け入れられない意見であろう。

注16 1998年6月に、カリフォルニア州でバイリンガル教育の廃止の是非を問う州民投票が行われ、賛成派が勝利し英語のみが公用語になった。英語が公用語になるということは、これまで多言語刷りで配られていた役所の文書などが、英語に一元化されることなどを意味し、公的機関のサービス低下が予測されることから、非英語話者などから反対の声も多い。

注17 ロバート・N. ベラー他『心の習慣—アメリカ個人主義のゆくえ』みすず書房 1991年 (Robert N. Bellah et al, *Habits of the Heart: Individualism and Commitment in American Life*, Harper & Row, 1986)。このなかでアメリカの個人主義がどのようなコンテクストで生まれ、どのような特徴をもつにいたったかが詳細に分析されている。

注18 文化人類学者であるマーガレット・ミードの著書『火薬をしめらせるな—文化人類学者のアメリカ論』(南雲堂) のなかにアメリカ中産階級の教育と子育てについて書かれた極めて興味深い一章がある。アメリカの子供はいつでも親の世代よりもマシな人生を歩むことが期待されているゆえに、親の世代を否定する行動様式が身についたとするもの。アメリカ人が放つ傲慢な思考と行動様式はこうした親世代を否定する文化的表現の一つであろう。

注19 パーバラ・エーレンライクの『「中流」という階級』は、現代社会の歪んだ階級構造に鋭いメスを入れ、リースマンの『孤独な群衆』を継ぐ書として、アメリカで騒然たる反響を巻き起こした。豊かさの罠に落ち、保身に走り、精神的危機に陥る中産階級の野心と不安を辛辣に浮き彫りにし、彼らの赤裸々な姿を暴露している。

17

注20 *The World Almanac and the Book of Facts 2006*、この中の crime, child abuse 等のデータに基づく。

注21 Barn raising アーミッシュの相互扶助の精神をよく示すもの。メンバーが家を建てようとするとき、共同体のメンバーが総出でほぼ一日がかりで納屋や家屋を建てる。もちろん自前である。

## 参考文献

- 有賀夏紀『アメリカの20世紀』(上、下) 中央公論社、2002
- 大河原眞美『裁判で見るアメリカ社会』明石書店、1998
- 斎藤 真『アメリカ現代史』山川出版社、1990
- 榊原 巍『アナバプティスト派古典時代の歴史的研究』平凡社、1970
- バーバラ・エーレンライク『「中流」という階級』晶文社、1995
- ジョン・オイヤー、ロバート・クライダー『殉教者の鏡物語』シャローム出版、2002
- ドナルド・クレイビル『アーミッシュの謎 宗教・社会・生活』論創社、1996
- ロバート・N. ベラー他『心の習慣—アメリカ個人主義のゆくえ』みすず書房 1991年  
(Robert N. Bellah et al, *Habits of the Heart: Individualism and Commitment in American Life*, Harper & Row, 1986)
- ポール・ジョンソン『アメリカ人の歴史』(I、II) 共同通信社、2002
- 高橋 弘「再洗礼派の教会観—スイス兄弟団を中心に—」『基督教学』第20号、北海道基督教学会、1985
- 田中耕一朗「なぜアーミッシュは高等教育を拒否するのか」淑徳大学大学院、欧米思想特論レポート、2007
- Harold S. Bender, The Anabaptist Vision, Presidential Address, the American Society of Church History, in *Recovery of the Anabaptist Vision*, Herald Press, 1966
- Brad Igou, compile, *The Amish in their own Words*, Herald Press, 1999
- Franklin H. Littell, *The Origin of Sectarian Protestantism*, Macmillan, 1964
- John A. Hostetler & Gertrude F. Huntington, *Amish Children*, Wordsworth/Thomson Learning, 2001, 2<sup>nd</sup> ed.
- John A. Hostetler, *Amish Society*, Johns Hopkins University, 1993, 4<sup>th</sup> ed.
- John A. Hostetler, *Amish Life*, Herald Press, 1998
- Joe Wittmer, *The Gentle People: An Inside View of Amish Life*, Black Buggy, 2007, 3<sup>rd</sup> ed.
- James C. Juhnke, *Vision, Doctrine, War: Mennonite Identity and Organization in America 1890-1930*, Herald Press, 1989
- Paul Toews, *Mennonites in American Society, 1930-1970*, Herald Press, 1996
- Mami Hiraike Okawara, A School Controversy: The Amish vs. American Educational Authorities: The Yoder Case, 『アメリカ・カナダ研究』第13号、上智大学アメリカ・カナダ研究所、1995
- Wisconsin v. Yoder-Wikipedia, the free encyclopedia,  
[http://en.wikipedia.org/wiki/Wisconsin\\_v.\\_Yoder](http://en.wikipedia.org/wiki/Wisconsin_v._Yoder), Retrieved 2007-12-26
- William C. Lindholm, U.S. Supreme Court Case: Is There Religious Freedom in America -- for the Amish ? <http://www.holycrosslivonia.org/amish/case.htm>, Retrieved 2007-12-26
- Donald A. Erickson, Expert Witness on Education,  
<http://www.expertwitness-on-education.com/> Retrieved 2007-12-26
- Oyez, U.S. Supreme Court Media, Wisconsin v.Yoder,  
[http://www.oyez.org/cases/1970-1979/1971/1971\\_70\\_110/](http://www.oyez.org/cases/1970-1979/1971/1971_70_110/) Retrieved 2007-12-26
- MR. CHIEF JUSTICE BURGER delivered the opinion of the Court.WISCONSIN v.

国際経営・文化研究 Vol.12 No.2 March 2008

YODER ET AL. SUPREME COURT OF THE UNITED STATES,  
<http://www.law.umkc.edu/faculty/projects/trials/conlaw/yoder.html>, Retrieved  
2007-12-26

(受理 平成20年1月15日)